

はじめに

本市では、1972年に制定した公害防止条例を全面的に改訂し、1972年12月に公害防止等生活環境の保全に関する条例を制定しました。

この新条例の基本的考え方は、地域の環境管理に一義的な責任を負う、自己完結的なものであり、人の健康を保護し、生活環境を保全する分野を担うものであること。更には、公害の防止に、環境への負荷の低減を図ることを加え、条例の対象とする分野を拡大することなどとなっています。

また、この条例の特色のいくつかを挙げると 1 公害の防止にとどまらず、環境の保全上の支障を未然に防止し、環境への負荷の低減を図るため、化学物質の適正管理、自動車排出ガスの排出の抑制等、温暖化物質の排出の抑制等に係る事項について、環境配慮書を作成し、設置・変更許可時に提出を求め、環境への負荷を総合的な観点等から審査・検討して、必要な指導及び助言行える仕組み（総合審査制度）を条例に規定したこと 2 事業所の環境管理・監査に向けた自主的な取組を促し、その取組を自ら公表している指定事業所を本市独自で、環境行動事業所として認定する制度を創設したこと 3 化学物質に関する事業者の自主管理の実施について努力義務を課したほか、市長が必要に応じて取扱状況、排出量及び移動量等について報告を求め、その結果等に基づき排出量を推計するとともに、環境の状況を調査し、それらの結果を公表する制度等（化学物質適正管理制度）を条例に規定したことなどがあります。

いずれにしても、新しい条例の基本的主旨を踏まえ、複雑多岐にわたる環境問題への対応を図ることが重要な課題となります。

このような環境の分野における変革の中で、私ども研究所職員一同といたしましても、環境行政の科学的・技術的中核として、これまでもまして、多種多様化する市民ニーズに応え、複雑化する社会に対応するため、一層の科学的知識と技術の研鑽に努め、身近な環境問題から地球規模にわたる環境問題までの幅広い調査研究に取り組み、よりよい環境を育てまいりたいと考えております。

本年報は、1998年度の業務と調査研究をとりまとめたものです。御高覧のうえ、御意見・御批判をいただければ幸いに存じます。

2000年3月

川崎市公害研究所

所長 平山南見子